

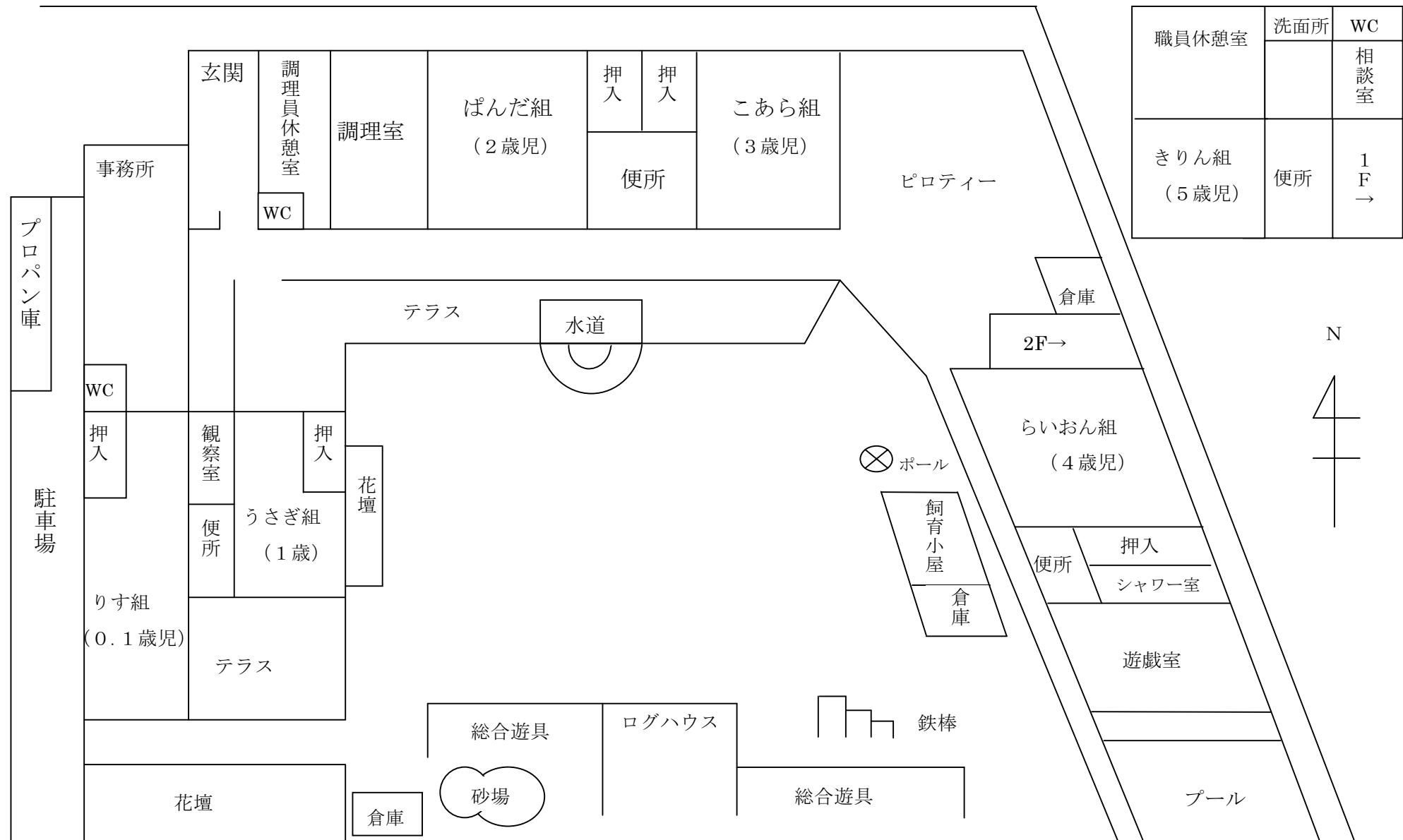
1 園の概要

★施設名 社会福祉法人 宝和会 羽島保育園
★所在地 岡山県倉敷市羽島 233-1
TEL 086-425-0023
FAX 086-425-3860
★代表者 理事長 吉田 久
★沿革 地域の強い要望により、地区の福祉関係者が市行政とタイアップして、児童福祉を積極的に推進する役割を果たすため、倉敷市の市所有地を借地して開園に至った。（定員 60名）

昭和 52 年 4 月 経営主体 社会福祉法人宝和会
代表者 理事長 秋篠隆英
昭和 56 年 3 月 遊戯室 1 保育室 1 プール 1 合計 186 m² の増築完成
昭和 56 年 4 月 定員 90 名（乳児 12 名 幼児 78 名）
昭和 56 年 11 月 倉敷市保育協議会公開保育を受ける
平成 2 年 1 月 倉敷市保育協議会近隣 3 園合同研究発表
〃 2 月 岡山県保育協議会にて合同研究発表をする
〃 7 月 中国地区保育研究大会にて合同研究を発表する
平成 5 年 3 月 乳児室増床 改築工事完成
平成 6 年 10 月 倉敷市保育協議会公開保育を受ける（玉島 児島 水島対象）
平成 9 年 3 月 園庭総合遊具改築及び玄関銅像設置（20周年記念事業）
平成 12 年 6 月 乳児室便所改築 淋浴設備設置
〃 10 月 乳児室を床暖房に改修する
平成 13 年 11 月 園庭に 25 周年記念モニュメント
平成 14 年 9 月 乳児テラス改築（全天候式）設置
〃 12 月 給食室改築
平成 18 年 3 月 保育室 相談室 便所 休憩室増築 定員 120 人に変更
平成 20 年 6 月 法人代表者理事長 秋篠隆英から吉田守へ
平成 21 年 4 月 園長 吉田守から吉田久へ
平成 22 年 12 月 倉敷市保育協議会公開保育を受ける
平成 27 年 4 月 給食業務を一富士フードサービス株式会社へ委託
★定員 130 人に変更
平成 28 年 6 月 法人代表者理事長 吉田守から吉田久へ

羽島保育園配置図

※敷地内禁煙



★職員構成

園長　主任保育士　副主任保育士　保育士　事務員　他
(国の最低基準以上の職員を配置しています)

クラス構成	りす	うさぎ	ぱんだ	こあら	らいおん	きりん
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

(年齢によって混合になることがあります)

★入園対象児

0歳から5歳就学前まで。
産休明けの生後8週間を経過し、健康診断の結果健康であること。
児童福祉法による入所児童であること。

★嘱託医

よしみつ小児科　院長　吉光　一
倉敷市五日市475　　086-434-2221
(水曜・土曜午後休診)

2 保育内容

羽島保育園保育目標

心身ともに健康で子どもらしい子どもに育てる

- ・元気に返事のできる子ども
- ・最後まで頑張れる子ども
- ・誰とでも仲良く遊べる子ども
- ・人の話をよく聞ける子ども



保育指導の重点

- ◎ 一人ひとりを大切に受け止め補填の保育を心がける
 - ・子どもを大切にていねいな保育を心がけ、自分で考えたり気づいたりできるような言葉かけや援助をする。
- ◎ 絵本や音楽を通して言葉や情操を豊かにし、表現する喜びが味わえるようにする。

望ましい子ども像

自主的主体的な活動を通して、生活や遊びを考えたり工夫して発展させ、思った事を素直に話せる子どもらしい子どもに育てる。

毎月の行事

〈誕生会〉

生まれたときの季節や大きくなった喜び、親への感謝を誕生児と一緒に感じながらお祝いします。カードのプレゼントがあります。



〈身体測定〉

毎月定期的に計測し、『出席ノート』に記録してお知らせします。



〈絵本貸し出し〉

羽島文庫の絵本を月2回（第2金曜日 第4金曜日）貸し出します。



親子で読み、気持ちの交流をして月曜日にクラスへ返却してください。

〈避難訓練〉

毎月1回定期的に実施し、地震 火災時の避難の仕方を実際に行ったり災害の怖さについての認識を深めます。

保育園の一年

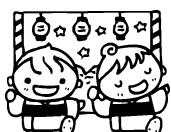
行事の取り上げ方、参加の仕方により子どもたちの育ちは大きく変わります。日本古来の文化に触れたり伝承する機会に、又四季折々の遊びを通して身も心も豊かに育つことをねらいに計画しています。

主な行事

[春]



入園式 家庭訪問 お花見 親子遠足 保育参観(こあら・らいおん・きりん)



[夏]

保育参加週間(りす・うさぎ・ぱんだ) 人形劇観劇(きりん)
水遊び プール遊び お泊り保育(きりん) 1年生歓迎会(卒園児)
異年齢保育 夕涼み会



[秋]

祖父母ふれあい会 運動会 遠足(らいおん・きりん)
焼き芋パーティー 個人懇談 保育参観週間(こあら・らいおん・きりん)



[冬]

クリスマス会 バザー おもちつき お飾りつくり とんど焼き
保育参加週間(りす・うさぎ・ぱんだ) 豆まき
発表会(こあら・らいおん・きりん) ひな祭り
お別れ遠足(らいおん・きりん) お別れ会 卒園式

食事と離乳食

月末に翌月の幼児食・離乳食の献立表をお届けいたします。

その日の献立を玄関に展示しますので、降園時にご覧ください。

喫食状況については、連絡帳でお知らせします。(りす うさぎ ぱんだ)

季節の野菜や果物類 海藻 小魚類を使用して、鉄・カルシウム・ビタミンを十分摂取できるようにし、薄味で素材の味を十分生かした調理を心がけています。



幼児食

〈3歳未満児〉 給食は主食と副食 間食：午前 牛乳

午後 牛乳と果物、手作りの菓子等

給食をしっかり食べてもらうために、朝のおやつは、牛乳のみとなっています。朝のおやつ(果物)は、午後のおやつで補うようにします。

〈3歳児以上〉 給食は主食と副食 間食：午後 牛乳と手作りの菓子、麺類等

3歳児以上になつたら、主食のみお弁当を持参していただくのが原則となっています。したがつて通常であれば、主食のみのお弁当を持参していただきなければなりませんが、当保育園は3歳未満児と同じように、冬でも温かい給食が食べられるように配慮させていただいております。つきましては、3歳児以上になりましたら毎月主食代を負担していただきます。



離乳食

- ・離乳食はご家庭と連携をとり、月齢 発達状況 体調などを考慮した上で保護者の方と相談しながら、一人ひとりの子どもにあった食事ができるようにしています。
- ・食事段階は、準備期食 前期食 中期食 後期食 移行期食 完了期食に分けています。
- ・基本として、牛乳・卵は1歳(完了期食)から入れていくようにしています。
- ・粉ミルク(明治ほほえみ・ステップ)は園で用意します。アレルギー等で他のミルクをご希望の方は種類をお知らせ下さい。
- ・哺乳びんと乳首(チュチュ)は煮沸消毒したものを準備しています。

アレルギー除去食について

- 除去食のある方は、医師の診断書を提出していただきます。
医師の指導の下に保護者の方 栄養士 担任と一緒に献立検討会を
月末に持ち、健康面、成長面を考慮して、慎重に進めていきます。
食べることができる食品が少ない場合は、お弁当をお願いすることが
あります。
- 例
 - 牛乳及び乳製品の除去 牛乳→豆乳
乳製品の混入しないアレルギー用食品
果物又はおかき類
 - 卵類の除去 卵の混入しないアレルギー用食品
アレルギー用マヨネーズ
 - 小麦製品の除去 小麦粉の混入しないアレルギー用食品
又は果物 おかき類
 - 大豆 豆類の除去 アレルギー用調味料
豆類の混入しない食品 果物 おかき

3 保健と健康管理

保育園と薬

原則として、保育園で薬を飲ませることは、お断りしております。
医師の指示により、やむなく投薬が必要な場合は、薬の依頼書に必要事項を
記入し、1回分に名前を明記して朝検診をしている保育士にお渡しください。

- 医療機関の処方であること
- 市販の薬 解熱剤 坐薬 鎮痛剤はお預かりできません。
- 長時間継続して投薬しなければならない場合はご相談ください。
- 慢性の病気（気管支喘息 アトピー性皮膚炎などのように経過が
長引くような病気）の日常における処置については、主治医の指示を
すべて保育園にお知らせください。

(P10を参照してください)



園児健康診断

園では年間次のような計画で行います。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・嘱託医による内科検診 | 年2回 |
| ・歯科検診 | 年1回 |
| ・耳鼻科検診 | 年1回 (4・5歳児のみ) |
| ・尿検査 | 年1回 (4・5歳児のみ) |



* 健康診断の結果異常があった園児には、文書でお知らせいたします。

1歳6ヶ月児・3歳児検診について

倉敷市では子どもの発達の節目である、1歳6ヶ月と3歳児の検診を行っています。

診察だけでなく保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員などの相談が受けられますので、必ず受けて下さい。

日時は広報くらしきの健康ガイドに掲載されています。保育園でも月初めに個々にお知らせします。

予防接種

予防接種は保育園では行っていません。広報くらしきをご覧になりかかりつけの医療機関にご相談下さい。

日本スポーツ振興センター（学校安全会）

保育園では園児一人ひとりの安全を第一に考えていますが、万一の事故に備えて全員加入していただくようになっています。

医療費は、乳児医療でさせていただきます。

5000円以上(医療点数で500点以上)の場合は日本スポーツ振興センターより、総医療費の約1割程度お見舞金等が支給されます。

園児賠償責任保険

保育園では、日本スポーツ振興センターの保険とは別に東京海上日動保険へ任意加入しています。事故の内容によってどちらかで対応するようにしています。

感染症の登園基準

特に予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準は、学校保健安全法施行規則を準用して、次の通りになっています。

(学校保健安全法施行規則第18条・19条)

(次ページ参照)

兄弟のどちらかが伝染病に罹った場合、治癒証明書が出るまで保育園内に入れませんので、送迎時はその旨を事務所にご連絡下さい。お連れします。

種	病名	出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）	治癒するまで。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。 ・感染症が発生して地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。
第 2 種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後 5 日を経過し、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。 特有の咳が消失するまで。 解熱した後 3 日を経過するまで。 耳下腺の腫脹が消失するまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 結核については第 3 種と同じ扱い (ただし以上は症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	結核および第 3 種の伝染病にかかったものについては、病状により学校医・その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。	

- ・登園する前に身体に異常がある場合は休ませましょう。
 - ・登園後発熱や身体に異常がある場合は、保護者の方に連絡をしますのでお迎えをお願いいたします。
 - ・学校伝染病に罹ったら、医師の許可があるまで休ませて下さい。
- 登園するときは治癒証明書（用紙は保育園にあります）を提出して下さい。

病児保育

病気回復のため集団生活が困難で、家庭で看護ができにくい園児をお預かりできるようになっています。(直接申し込んで下さい。有料です。)

- ・病児保育所 はしま 426-5037 羽島
- ・あさき病児保育室 446-1110 水島南幸町
- ・玉島病院病児保育室 522-4141 玉島乙島
- ・田嶋内科ももっ子病児保育ルーム 474-3310 児島柳田町



乳児突然死症候群（SIDS）

乳幼児突然死症候群(SIDS)は、何の予兆や既往症もないまま乳幼児が私に至る原因不明の病気です。SIDS の発症率を低くするには、次の3つの事に気をつけましょう。

① あおむけで寝かせましょう。

うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、うつぶせ寝の方が発症率が高い事がわかっています。

② タバコを止めましょう。

タバコは SIDS 発症の大きな危険因子です。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。

③ できるだけ母乳で育てましょう。

◎保育園ではこのように気をつけています。

- ・保育士が常に見守り、子どもの様子（顔色・動き）を見ています。
睡眠時0歳から1歳までは5分毎に、1歳から1歳6ヶ月までは10分毎に睡眠チェックをして記録しています。（呼吸・顔色・あお向け寝）
- ・布団は固くて通気性の良いものがいいです。
- ・うつぶせ寝をしないように、あお向かで寝かせるようにしています。
- ・ベッドや布団のまわりには、ひもやタオルなどの危険なものは置かないように注意しています。
- ・日頃から体調の変化を素早く見つけられるように、一人ひとりの子どもの状態をよく見て把握するように心がけています。
- ・より子どもの状態の変化が認識しやすいように、布団の敷き方を考慮しています。
- ・体調があまり良くない子どもは、主任保育士または担当保育士が注意して様子を観察するようにしています。



薬の投薬についてのお願い

現在保育園では、保護者の方に代わって、職員が与薬を行っていますが、与薬は医療行為に反するという考え方から、基本的に保育園で薬剤をお預かりすることができません。

やむなく与薬をしなければならない場合は、万全を期するために行政より指導があり、『薬の依頼書』を使用することにしています。診察を受ける際、保育園に在園している事を医師に伝えた上で、薬剤を処方された場合は、ご面倒でも下記のような事項に留意して、薬と一緒に持参して下さい。

やむなく保育園に投薬を依頼する場合

- ① 保護者からの『薬の依頼書』にもとづき対応します。
(薬の依頼書は、保育園の所定の場所に置いてあります)
- ② 医師の診察を受ける時、処方箋がある場合は、「病気名」「薬名」を確認してご記入ください。
- ③ 持参する薬は、医師が処方し調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。市販の薬や、保護者の個人的判断で持参した薬は、対応できません。
- ④ 医師の指示のあった薬 1 回分のみを対応します。1 回分に分けて持参してください。
- ⑤ 塗布剤については持参時、事務所へご相談ください。その上で対応致します。
- ⑥ 『薬の依頼書』には、薬の内容・与薬方法なども必ずご記入ください。
- ⑦ 薬の容器や袋にも名前を必ず明記してください。
- ⑧ 『薬の依頼書』と薬と一緒にして、袋に入れて、必ず手渡してください。
- ⑨ 『薬の依頼書』の各欄に記入漏れがあると対応できませんので、記入漏れのないようお願いします。キリトリセンの下の園児名もご記入下さい。
- ⑩ 服薬期間中は、『薬の依頼書』をご面倒でも毎日ご提出下さい。
- ⑪ 『薬の依頼書』は、保育園でお預かりしますので、与薬状況欄のみをお返し致しますのでご確認ください。

*慢性疾患・アレルギー疾患・先天性疾患等で、医師から与薬が不可欠であると診断された場合は、上記の限りではありません。事務所へお気軽にご相談ください。

〈見本〉

薬の依頼書

羽島保育園園長様

医師の診察を受けたところ、下記の指示がありましたのでお願いします。

*印の記入をお願いします。

*平成 年 月 日		
*保護者名		*組名 *園児名
*病院名		
*病名又は症状		
*薬の内容と数 ※全部で何袋あるか 記入して下さい		かぜ薬 抗生物質 咳・鼻水止め 整腸剤 外用薬 その他 () 袋
*与薬方法		食前 食間 () 食後 その他 ()
*外用薬の使用方法		ぬり薬 (部位) いつ頃 目薬 (左・右・両眼 時間) いつ頃

※すべての欄がきちんと記入されていないと対応できませんのでご了承ください。

※薬の袋や容器にも必ず名前を記入し、この用紙と一緒に袋に入れて出して下さい。

----- 切り取り線 -----

与薬確認書
保護者様
*園児名
与薬状況 食前 食間 () 食後 その他 () 依頼された薬は上記のとおり飲ませました。
投与者 ()

4 家庭との連携



保育時間とお願い

- ・開園時間は7時から18時までです。(土曜日は17時までです。)
- ・延長保育は18時から19時までです。(月曜日～金曜日)
- ・月額で希望される方はお申し出ください。(月額3500円)
- ・延長になる時は、その都度ご連絡ください。
- ・土曜日はご両親がお仕事の場合のみお預かりしています。
担任以外の保育士が保育することもあり、申し送りが必要です。
- 登園される方は、半日保育、1日保育に関わらず全員、月、火、水曜日の間に「土曜日保育申出書」に記入して、担任にご提出下さいますようご協力をお願いいたします。＊兄弟の方は下の組の方にお渡しください。急な仕事や、看病等お困りの事がありましたら、事務所にご相談下さい。延長保育はありません。17時までにお迎えをお願いします。
- ・登園は9時までにお願いします。
降園は家庭の事情により異なりますが勤務が終わり次第お願いします。
欠席の場合は9時までに連絡をお願いします。 ☎ 425-0023まで



登降園

- ・通用門は開けたら必ず閉めるようにして下さい。
- ・降園は担任又は当番保育士の確認の元にお連れ帰りください。
- ・都合が悪くて代理の方に依頼する場合は、事前に必ず連絡が必要です。
- ・駐車場に子どもだけで行かないように、安全に対する配慮をお願い致します。
- ・小学校低学年(1年生から3年生)の兄姉のお迎えはご遠慮下さい。
- ・盗難の危険がありますので、貴重品を自家用車や自転車の前かごに置かないようにご注意下さい。

緊急連絡の方法について

- ・急な病気や怪我の時は、お知らせいただいた連絡先に電話します。
住所・電話番号・勤務先・送迎する人が変わった場合は、すぐに
お知らせください
- ・プライバシーを守るため、保護者の電話番号は公表しておりません。
保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じないように
しています。

連絡帳

- ・りす組・うさぎ組・ぱんだ組は、食事 睡眠 排泄などの一日の生活状況を把握し、家庭と連絡をとりながら保育することが大切です。
ご家庭の様子や育児の相談などもご記入ください。
- ・6月、7月、8月は水遊びカードがあります。(こあら・らいおん・きりん組)
毎日、必ず印と印鑑をお願いいたします。
- ・園だより・クラスだより・給食だより・その他の配布物・玄関のホワイトボード、クラス前のホワイトボードは見過ごさないように熟読してください
(代理の方にお迎えをお願いするときは上記の件を必ず伝えてください。)

午睡

- ・午睡は休息です。集団生活での心の緊張や身体を休めるために、午睡は欠かせません。(きりん組は秋頃以降午睡がありません。)
布団を各自持参していただき、毎週シーツの洗濯、布団の日光消毒をお願いいたします。
- ・2つ折の布団は、大きい組に進級したとき子どもが持ち運びにくいで
3つ折にできる布団をご用意ください。
- ・布団は間違いやすいので、10cm×5cmの大きさの布に名前を書いて
上下布団の見やすい箇所に縫い付けてください。
- ・月曜日に忘れないように、布団を持ってきてください。

服装

- ・カラ一帽子は毎日、着用して登降園してください。
- ・りす組は制服はありません。発育にふさわしい衣服で登園してください。
- ・うさぎ組は半ズボンは制服ではありませんが、子どもたちが着脱しやすい素材ですので着用をお勧めします。
- ・ぱんだ組は、半ズボンのみ制服です。毎日着用してください。
- ・こあら組 らいおん組 きりん組は毎日、制服を着用して登降園してください。

夏服 半袖体操服 半ズボン
冬服 長袖体操服 スモック 半ズボン

*制服は間違いが起こりやすいので、規定の名札を必ず縫い付けてください。



保育料

- ★ 保育料はお子様の保育にかかる費用の一部負担経費です。
必ず期限内に納入してください。納入期限は毎月末日（12月は25日です）
(ただし、月末が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日となります。)
- ★ 入園した月の1日現在の年齢で保育料は決まります。
年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- ★ 月の15日以前に退所又は、16日以降に入所した場合は、当該月の
保育料は約半額となります。
- ★ 納入方法
口座振替で金融機関（郵便局は口座引き落としのみ可）から市役所
保育課へ納入してください。
- ★ 6月に所得税等の税額を確認させていただきます。この場合、所得税
などの税額に変更があれば、4月にさかのぼって保育料を改正し、
過払いについては返納、不足額については7月に一括して徴収があります
ので、ご了承下さい。

保育料の減免

生計中心者の失業 世帯の罹災などにより保育料を納入することが
困難な場合は減免制度がありますので、保育園、市役所保育課または
社会福祉事務所へご相談下さい。

保育料の詳細に関しては保育課へお問い合わせください。☎ 426-3311

ご意見ご要望があれば

保育園のことで気づいたこと お悩み 育児発達相談
意見 要望があれば遠慮なくお申し出ください。
私どもは、可能な限り保護者の皆様のご要望に
お応えし、努力をしていきます。

意見要望の受付担当者	主任保育士	駄場崎 美幸
	副主任保育士	松本 朋美
意見要望の責任者	園長	吉田 久

羽島保育園 TEL 425-0023
FAX 425-3860

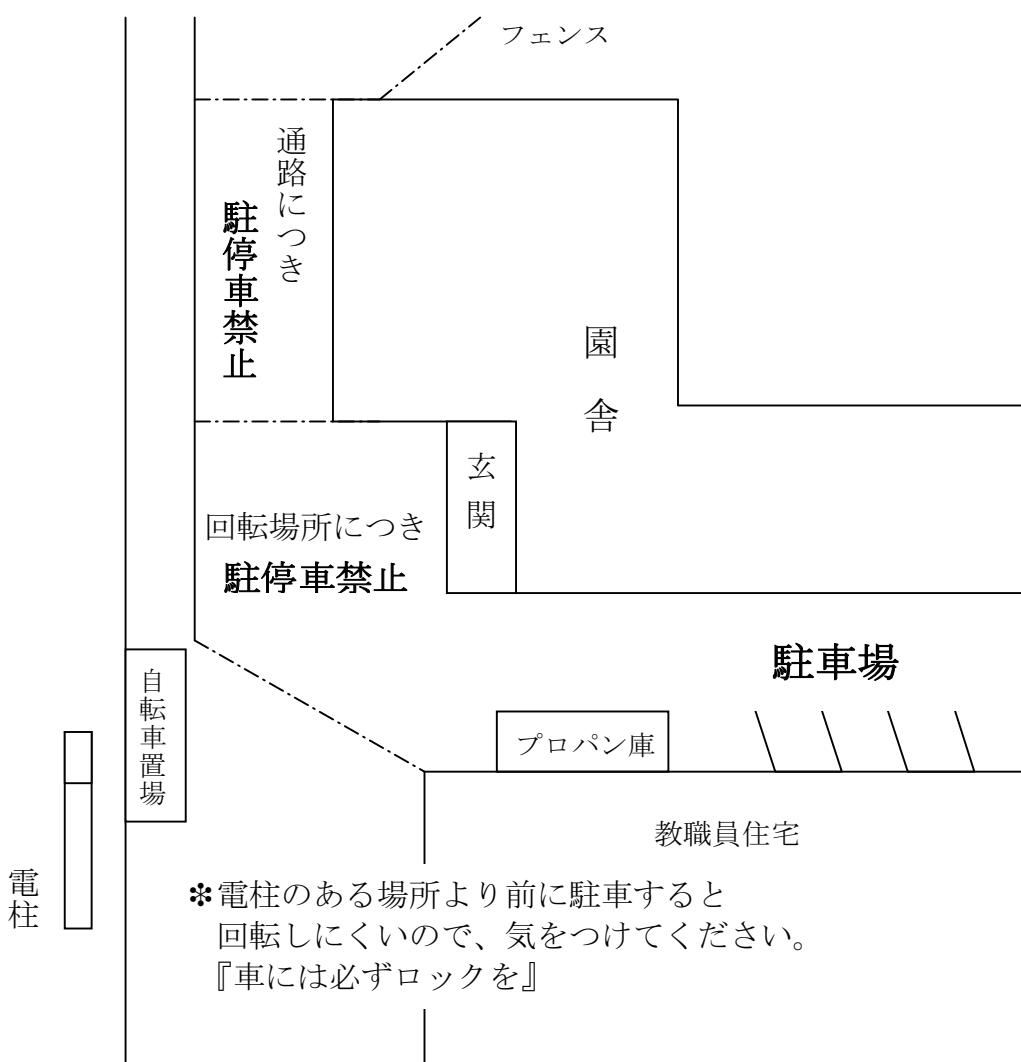


送迎時の駐車場利用についてのお願い

保育園の駐車場として、山中石材北側を借りています。
下記のような利用方法でお願いいたします。

- ① 保育園の駐車場は、軽四自動車とコンパクトカーのみ駐車が出来ます。それ以上の普通車や普通車以上のワゴン型車の方は、山中石材北側の駐車場を利用して下さい。
- ② 保育園の玄関前は駐停車禁止です。玄関前で方向転換して、安全のため前進で道路に出て行くようにしてください。(バックで道路に出ないようにしてください)
- ③ 駐車場が狭いので混雑する時間帯があります。すみやかな移動にご協力ください。
- ④ 自転車も玄関付近には駐車しないようにご協力ください。

送迎時には車の往来が頻繁になりますので、玄関付近を子どもだけで通行することのないように、保護者の責任で十分気を付けて下さい。



羽島保育園保護者会会則

(名称)

第1条 この会は羽島保育園保護者会という

(事務所)

第2条 この会の事務所を羽島保育園（以下単に園という）内におく。

(目的)

第3条 この会は保育園と家庭との連絡を綿密にして、乳幼児教育の振興に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、園の施設等、整備充実に関する協力。
- 2、園児及び職員の福利厚生事業に関する協力。
- 3、園が行う調査研究に対する協力。
- 4、家庭指導の実施に関する協力。
- 5、保育園の運営及び保育内容の充実に関する協力。
- 6、その他の本会の目的に関する事項。

(組織)

第5条 この会は、次の役員で組織する。

- 1、普通会員
- 2、特別会員

(会費等)

第6条 この会の普通会員は、保育園の入園の際、及び在園中1名につき毎月会費を納入する保護者とする。

- 1、上記負担金の額は、別にこれを定める。
- 2、特別会員は、一時に1,000円以上を拠出し、円の運営に協力される篤志家とする。

(役員)

第7条 この会に、次の役員をおき、その任期は1ヵ年とする。

ただし再任を妨げない。

- | | |
|-------|-----|
| 1、会長 | 1名 |
| 2、副会長 | 1名 |
| 3、監事 | 1名 |
| 4、役員 | 若干名 |

(役員選出)

第 8 条 役員選出は次の方法による

- 1、役員は普通会員中からクラス単位で選出する。
- 2、会長 副会長 監事は役員会で互選する。

(役員の任務)

第 9 条 この会の役員は、次の通りとなる。

- 1、会長は、会務を統括し、会議の議長とする。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 3、役員は、本会の事業の計画実施にあたる。
- 4、監事は、この会の財務及び会計を監査する。

(顧問及び参与)

第 10 条

- 1、会長は役員会に諮って、顧問及び参与をおくことができる。
- 2、顧問は会議の重要事項について相談に応じる。
- 3、参与は、会議に出席して意見をのべることができる。

(事務局)

第 11 条 この会の事務を運営するために事務局をおくことができる。

(職員及びその任務)

第 12 条 この会の職員は次のとおりとする。

- 1、書記 1名
- 2、書記は園の職員中から会長が委託し、役員会の決議に基づく事業の事務執行と庶務会計をつかさどる。

(会計)

第 13 条 この会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 本会の運営及び経理内容の監査は監事が行い、役員会の承認を得て、会員に報告するものとし、諸官庁その他いかなる団体の干渉も許さない。

(経費)

第 15 条 この会の経費は、会費 寄付金 その他収入を持って当てる。

(会則の変更)

第 16 条 この会則の変更は総会の決議によらなければならない。

第 17 条 会長はこの事業を執行するため、必要と認めた場合は役員会の承認を経て、細則を定めることができる。

この会則は平成 17 年 4 月 1 日改定施行する。